

監査公表第 9 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査（保育園現地監査）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成24年8月28日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	宮	崎	則夫

記

1 監査の実施日

平成24年7月26日（木）午前10時～

東浦保育園

三島保育園

杳見保育園

2 監査の対象

各保育園における平成23年度の消耗品の購入状況、備品の管理状況、保育教材等の管理状況、現金の取扱い状況等

3 監査の方法

監査は、予め提出を求めた調書と各保育園における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各保育園における現金の収納状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められたが、下記の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

（1）保育料滞納処理について

保育料の滞納については、所管課（児童家庭課）とともに相手方に今後も積極的に接触し、完納に向け努められたい。

（2）備品関係について

備品については、一部に遊具類が整頓できていないところがあった。園児が勝手に使用することで、事故の発生も心配されるので、整理に努められたい。

(3) 給食について

- ① 3月に納品された一部の食材の中に、翌年度4月に使用する食材が入っていた。発注は前年度に行っても、納品は現年度に行うのが当然であるので、改善を行うこと。
- ② 発注時における食材数量単位と納品時業者から受取る伝表の食材数量単位が異なるものが見受けられた。正確な数量が把握しにくいので、発注時の数量単位に合わせるよう業者に改善を求めること。